

事務所通信

えん

平成31年4月
第57号



所 感

今年は例年に比べて暖かくなるのが遅く感じます。4月に雪がちらつく珍しい光景がみられました。しかし次第に着実に春が訪れています。新年度、気持ちを整えて仕事に取り組んで行きたいですね。

さて、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの販売不振、百貨店やデパートの縮小や閉鎖など、政府の内需拡大の掛け声とは裏腹に、国内の消費は冷える一方です。消費者にとって欲しい物が無い、買う物が無い、あるいは先行き不安なので安心して物を買えないといった状況だと言われています。人口がどんどん減少していき高齢化していく日本の消費者市場は、もう魅力の無いものとなってしまったのでしょうか。ある予測によれば 37 年後の 2055 年には人口が 1 億人を割り、40%が 65 歳以上になると言われています。GDPは中国の 7 分の 1 に減少し、日本の債務はGDP比の 6 倍にもなり、経済が心配されるギリシャやスペインよりも悪くなると言われています。伸びる海外市場に対し、本当に日本市場はもう飽和していて縮小していくから魅力が無いのでしょうか。

スウェーデンの世界最大の家具インテリアチェーンIKEAは、従業員数は世界各国で 15 万人を超え売上高は 4 兆円を誇ります。そのIKEAから見れば、家具やインテリアに対する日本の一世帯あたりの支出はドイツの 40%弱で市場開拓の余地は大きいと見ています。IKEAの安価でありながら上質なデザイン、かつ多様な商品群を、モデルルームで実際に部屋に置かれた状況を確認したうえで購買対象を絞り、倉庫から希望する商品をピックアップして、レジへと向かう売り方をすれば日本市場をもっと切り開いていけるという成功の要因といえます。自分の業界は成熟産業だから、衰退産業だからとか、競争が激しすぎてという状況も、見方を変え、売り方やデザインやサービスのあり方、スタッフ対応のあり方など組織とサービスを見直せば限界は無いのかなと改めて感じます。

公認会計士 森 弘毅



大型連休と相場

4月27日から5月6日まで、東京の金融市場は10日間の長期休場となる。海外では意外と長期休場はあるらしいですが！今年の1月3日の外国為替市場で、それまで1ドル=108円後半のドル円相場が、瞬間的に104円台まで一気に4円ほど円高となりました。ここから、米株の下落、そして世界的に株安が連鎖し、日経平均株価も2万円を割り込みました。これまで株価は連休前後、大きく動くケースが多く、どちらか一方に、相場が進むことを警戒するのは、バランスを欠くことになりませんが、気になることであります。

森 富夫



自筆証書遺言の要件等が緩和されます

何をテーマにしようかと毎号悩みます。たくさんあってどれにしようかと迷うのならよいのですが、特にこれといってないのが現状なので非常に悩みます。

悩んだ末、今回は「遺言」をテーマにいたします。

すでに何度もテーマにした「遺言」です。申し訳ございません。

しかし、すこしだけですが、朗報があります。

なんと、自筆証書遺言の要件が緩和されました。

遺言の履行性を高めるために、できれば遺言書は公正証書で、とお勧めしておりますが、なぜ自筆証書遺言を勧めていなかったかといえ
ば、要件を満たしていなかった場合無効になってしまう恐れがあること
と、相続開始後に家庭裁判所の検認手続きが必要だからです。



それが今年の1月13日から自筆証書遺言の作成方式が緩和され、本文・署名・日付は自筆つまり手書きであることが必要ですが、例えば不動産の物件の表示や銀行口座番号などはワープロで作成してもよいし、不動産の全部事項証明書(登記簿謄本)や銀行通帳の写しを添付することでも足りるようになりました。ただしそれぞれの用紙に署名押印が必要です。

また、来年の7月10日からは法務局で自筆証書遺言の保管制度が始まります。原本が法務局に保管されるため紛失の心配もなくなりますし、誰かに破棄や改ざんされることもありません。相続開始後、相続人の一人から法務局に閲覧請求があると他の相続人にも通知がされるのでやはり破棄や改ざんの恐れがなくなります。

それからなにより画期的なのが、法務局の自筆証書遺言の保管制度を利用すると家庭裁判所の検認手続きが不要だという点です。

ただし、法務局では自筆証書遺言を保管してくれるだけで、遺言書の中身が有効か無効かまでは判断しません。ですから、かならずしも安心というわけではありません。より遺言を確実にしたい場合は、やはり公正証書遺言をお勧めすることには変わりありません。

もし、自筆証書遺言を作成されたい場合は、より確実性の高い自筆証書遺言の作成のお手伝いをいたしますので、当職までご相談ください。



税制改正について

～個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設～



平成 31 年税制改正は、消費税引き上げに伴う住宅ローン控除の延長や設備投資等の減税特例の延長や拡充など、比較的地味な改正が主となりました。

今回は、その中でも目玉として創設された個人事業者を対象とした事業承継税制について、ご紹介させていただきます。

おおまかなガイドラインは法人版と同様ですが、相続税の特例計算との兼ね合いにより、少々わかりにくくなっています。

制度の概要

1. 平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日までの間に、認定を受けた相続人等が相続あるいは贈与により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合は、その事業用資産に対する相続税あるいは贈与税が全額猶予できるというものです。
2. 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間に都道府県に承継計画を提出する必要があること、贈与等実行後は 3 年ごとに税務署に継続届出書を提出すること、先代経営者も後継者も青色申告の承認を受けていることが条件です。
3. 対象となる資産は事業用の土地 400 ㎡まで、事業用の建物 800 ㎡まで、減価償却資産(固定資産税等の対象となっているもの)、ただし不動産貸付業を除きます。

まとめ

猶予税額が 100%であること、都道府県の認定を受けること、死亡まで事業を継続するか次の代に事業を引き継ぐかにより猶予税額が免除になること等、個人版事業承継税制は法人の場合とほぼ同じ仕組みになっています。

しかし事業が不動産貸付業の場合には適用できないこと、この納税猶予の適用をうけると相続税の特定事業用宅地等の特例をうけることができない等、相続税申告まで考えた時に果たして納税猶予をうけることが得なのかどうか課題となるところです。

川口 雅子



働き方改革、その前に！

近頃のニュースや紙面上で、働き方改革の内容が多く取り上げられていますね。

働き方改革関連法の内容は範囲が幅広いですが、中小企業にとって関心が高いのは、時間外の上限規制(中小企業は 2020 年 4 月 1 日より施行)と年次有給休暇 5 日の強制付与(中小企業は 2019 年 4 月 1 日より施行)の問題だと思います。

なんといっても、この 2 種類のルール違反には罰則規定が設けられているからです。時間外の上限規制は「6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金」、年休付与は「30 万円以下の罰金」です。

経営者の立場としては、罰則付きで規定すると言われても、現在の人員・業務体制ではとても対応できない、と悩む方もいらっしゃるのが事実です。

この話題で、罰則付きの新ルールが施行されると認知された方々も多いとは思いますが、実は他にもすでに罰則付きのルールは存在していきまして、あまり周知されていない可能性があります。働き方改革の前に、下記の事項を今一度ご確認ください。こちらも大切です！

チェック

- ☐ 時間外労働を行う前には、36協定が必要です。
- ☐ 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件等を書面にて通知する必要があります。
- ☐ 労働者 10 名以上の場合は、就業規則の作成・届出が必要です。
- ☐ 賃金台帳・労働者名簿などを作成する必要があります。



森 理英子



法人税について

～法人税の節税について考えよう～

1. 日当の支給を考える

旅費規程を整備することにより、出張した場合、規程に基づいて直接かかる交通費や宿泊費以外に日当を支給することができます。遠方へ出張が多い会社にとっては節税のメリットがあります。

2. 期末における消耗品の購入

利益が多く出そうな場合、必要な消耗品を購入し、経費とする方法です。ただし、期末時点で使用していないと貯蔵品として在庫計上しなければなりませんので、注意が必要です。

3. 少額減価償却資産の活用

青色申告をしている場合、中小企業は30万円未満の少額減価償却資産を取得して事業に利用した場合には年間300万円まで一括で経費にすることができます。

4. 短期前払費用の活用

家賃の前払いを短期前払費用として当期の経費とする方法です。短期前払費用として計上するためには、短期間(1年以内)の前払いであること、継続的に行われている支払方法であること、継続利用のために支出した費用であることの要件を満たす必要があります。

5. 特別控除の活用

現在行われている税の優遇制度を利用して法人税を節税することができます。例えば、雇用促進税制、所得拡大促進税制、中小企業投資促進税制などがあります。それぞれ適用要件がありますので、該当するかの確認が必要です。

以上、法人税の節税について書いてみました。

一度会社の体制を見直し、適用できる節税対策があるかどうか確認してみてください。

成田 佑

青い空と心の風景から

見えるモノに
惑わされなれど
見えなれどモノに
怯えなれど
あなたはあなたの
持つ力だけを信じて
歩いてらっ
ななの

【杉本 敦美 作品集より】

中小企業も月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率が50%以上となります

大企業では、平成22年4月1日から月60時間を超える法定時間外労働については、50%以上の率で計算した割増賃金を支払うようになっており、中小企業についてはその適用が猶予されておりました。この度の働き方改革関連法で、中小企業についても、この法律の適用を2023年4月1日から施行することが決まりました。そこで、この法律のポイントについて見て行きます。

1. 法定時間外労働が60時間を超える労働の中には、法定休日（例えば日曜日）に行った労働は含めませんが、それ以外の休日（例えば土曜日）の労働時間は含まれます。

それでは、具体的に例をあげて割増率を見てみましょう。

例

賃金締切日が月末、週休2日制（日曜日：法定休日・土曜日：会社の所定休日）の会社で、ある社員が、平日は毎日3時間の法定時間外労働をし、法定休日の14日に5時間労働し、所定休日の13日に8時間労働した場合

2019年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

週の法定時間外労働時間数	週の休日労働時間数
3時間×5日= 15時間	0
3時間×5日+8時間= 23時間	0
3時間×5日= 15時間	5時間
3時間×5日= 15時間	0
3時間×2日= 6時間	0
合計	74時間 5時間

この場合の割増賃金率は、次のようになります。

- (1) 法定時間外労働については
 - ・60時間分については、25%以上の率
 - ・60時間を超える14時間分は、50%以上の率
- (2) 法定休日労働については
 - ・5時間分について、35%以上の率



2. 法定時間外労働が、深夜(22:00から翌朝5:00)までに及んで労働させた場合は、1カ月60時間を超えた法定時間外労働には、割増率が75%以上が必要となります。

前1項の例で説明すると、法定時間外労働の時間数が60時間を超えたのは、4月24日の2時間目の時間外労働からとなりますので、それ以降の労働日に深夜労働になった場合には、割増率が75%以上となります。

3. 法定時間外労働が60時間を超えて労働した場合、引き上げた割増賃金を支払う代わりに、有給休暇を付与する制度を設けることができます。この場合、労使協定を結ぶ必要があります。詳細につきましては、お問合せください。

社会保険労務士 白澤 貴夫

個人の事業税について

今回は、これから納税となる個人の事業税についてご説明したいと思います。

事業を行う場合には、道路などの各種の公共施設を利用し、行政サービスを受けます。そこで、その経費の一部を事業を営む個人の方にも負担してもらおうという考えで設けられた地方税です。

県内に事務所・事業所を持ち次の事業を行う個人が対象となります。

区分	事業の種類
第一種事業	物品販売業・不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業、飲食店業、その他一般の営業
第二種事業	畜産業、水産業、蒔炭製造業
第三種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業
第三種事業	マッサージ、あんま、はり、きゅう等の業

所得金額の計算方法は、原則として所得税における事業所得又は不動産所得の計算方法と同じですが、個人の事業税では、青色申告特別控除の適用は残念ながらありません。

1) 税額の計算方法

$$\begin{aligned}
 &\left(\begin{array}{c} \text{前年の事業の総} \\ \text{収入金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{事業の必要経費} \\ \text{(事業専従者給与額} \\ \text{を含む)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{所得金額} \end{array} \right) \\
 &\left(\begin{array}{c} \text{所得金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{各種控除額} \\ \text{(注1)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{(注2)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{税額} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

(注1) 各種控除額

- ・事業主控除・・・290 万円(事業期間が1 年に満たない場合は、月割によって計算)
- ・損失の繰越控除(青色申告者のみその生じた年の翌年から3 年間)
- ・震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3 年間
- ・事業につかっていた機械・車両などを譲渡したために生じた損失についても事業による所得の計算上控除することができます

(青色申告者のみその生じた年の翌年以後3 年間繰越控除)

(注2) 税率

- ・第一種事業・・・5% ・第二種事業・・・4% ・第三種事業・・・5%

※但し、マッサージ、あんま、はり、きゅう等の業は3%



2) 申告と納税

申告・・・所得税の確定申告又は住民税の申告書を提出した人は申告の必要はありません。但し、年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1ヵ月以内に申告することになっています。

納税・・・8月(第1期)と11月(第2期)に県税事務所から送付される納税通知書(納付書)により納めることになっています。但し、税額が1万円未満の場合は第1期に一括して納付となります。

新島 澄栄



エクセル活用術

～ピボットテーブルで日々の記録から表を作成する～

ピボットテーブルは、多くのデータから自動で集計して表を作成するツールです。「木」のような日々の細かいデータを簡単に「森」として見ることができます。

例

《元データ》

※1行目は項目行、2行目以降にデータが入力してあること

日付	取引先	請求金額	支払金額	相殺額	← 項目行
4月1日	〇〇商事	20,000			データ行
4月5日	(株)□□	10,000			
4月25日	〇〇商事		20,000		
4月25日	(株)□□		9,800	200	
4月16日	〇〇商事	15,000			
4月16日	(有)△△	30,000			

《ピボットテーブルで作成した表》

元データの項目行から、ピボットテーブルの行・列・値にそれぞれ項目を指定すると表が作成される。
下記の場合、行→「取引先」、値→「請求金額」「支払金額」「相殺等」

行ラベル	合計 / 請求金額	合計 / 支払金額	合計 / 相殺額
〇〇商事	35,000	20,000	
(株)□□	10,000	9,800	200
(有)△△	30,000		
総計	75,000	29,800	200

山本 亜希子

おすすめの1冊

できるリーダーは、「これ」しかやらない

「部下の話」を聞く時間が少ない、自分のことで手がいっぱい、かまう余裕なんてない。ということはないでしょうか。話を聞く時間が持てないのは、能力の問題ではありません。そもそも、リーダーのやるべきが増えているからです。この状況の対策は、ただ一つ。もつと「仕事を任せていく」しかないのです。

本書ではそんな仕事を任せられる部下やチームのマネジメントのちよつとしたコツが、時代の変化や失敗談などとともに紹介しています。忙しすぎて時間の無いリーダーにこそ、ぜひ一読して頂きたい一冊です。

川島 隆寛



著者：伊庭正康
 発行所：PHP 研究所
 定価：¥1,300
 (本体¥1,204)

消費税の課税の対象

消費税の課税の対象は、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び特定仕入れとされています。
この、国内において事業者が行う資産の譲渡等とは以下の4条件を満たす取引のことを言います。

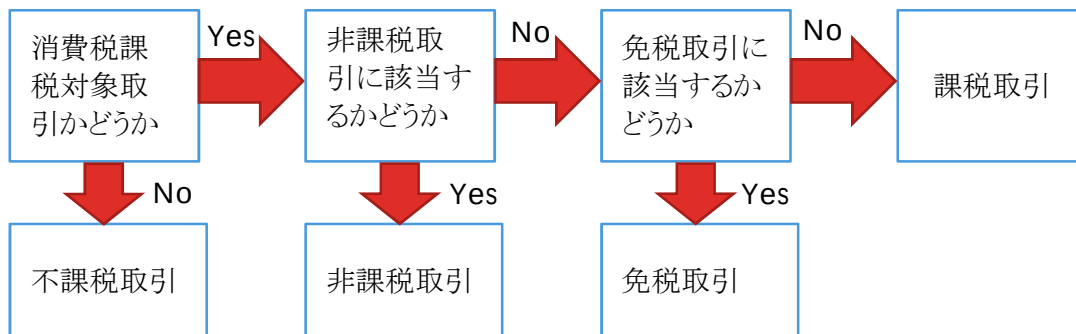
1. 国内において行われる取引であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

この4条件を満たさない取引は消費税が不課税となり、消費税は課税されません。

しかし、上記の4条件を満たしている取引のすべてが消費税の課税取引となるわけではなく、この条件を満たしていても社会政策的な観点などから、消費税を課税することが適当ではないものは非課税取引として消費税が課税されないことになっています。

また、不課税でも非課税でもない取引で、外国に商品を輸出するというような取引は免税取引として分類され、消費税が課税されません。

ここまでのことをまとめると、以下の図のようになります。



金子 貴一

フレンチトースト

材料

食パン	2枚
卵	1個
牛乳	100cc
砂糖	大さじ1
バター	適量

～作り方～

1. 食パン食べやすい大きさに切る
2. 卵、牛乳、砂糖をよく混ぜる
3. 食パンを浸す
4. フライパンにバターを溶かし、弱火で両面焼く
5. こんがり焼き目がつけば焼き上がりです

かんたん！おいしい！
すぐできる！

お好みで、メープルシロップ、ハチミツなどかけて食べて下さい
朝ごはんやおやつに、お子様が喜んで食べてくれるメニューです！

青木 純子

湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

中之条町

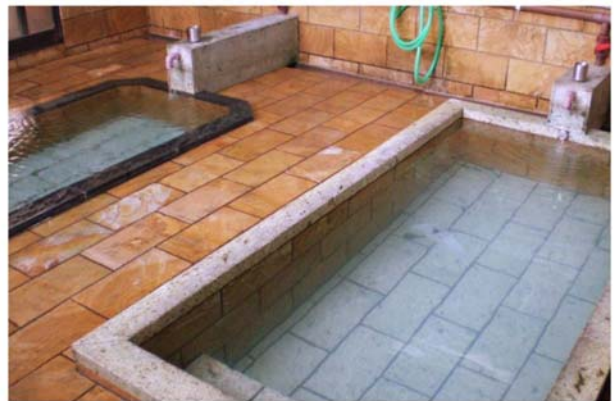
「沢渡温泉・共同浴場」

関越自動車道・渋川 I.C から草津方面に向かう。中之条町からは国道 353 号で四万温泉方面へ。しばらく走ると沢渡温泉の看板があり、左折して 5 分ぐらい走ると再度、沢渡温泉の看板があり、右に入っていくと温泉街になる。共同浴場は町の間ぐらいにあります。

酸性度の高い草津の湯に対して、沢渡の湯は「上がり湯」あるいは「仕上げの湯」と呼ばれていました。

また、無色透明の肌ざわりのやわらかいお湯は「ひと浴玉の肌」と言われるほど肌に良く、皮膚病や神経痛などの病気を持つ人の湯治場として有名です。

浴場は管理人がいるせいでしょうか、清潔で掃除が行き届いており、シンプルな作りの中にも、広めの脱衣場、カギのかかる貴重品入れや大きな体重計があり、利用しやすい浴場となっています。



大小の石造りの浴槽が二つあります。手前の浴槽は 3 人が入れるほどの大きさです。こちらはその日によりますが、熱めだと言われています。奥側の浴槽は 5 人が入れるほどの大きさになっています。お湯の量は多く、源泉が非常に高い（90℃？）との事でこの 2 つとも浴槽内は高めになっております。蛇口を調節するバルブの開け具合ですが、43℃～45℃ぐらいになっているよう

です。湯の花が白く、糸を引いているようで、温泉の雰囲気はとても良かったです。

住 所 :	群馬県吾妻郡中之条町上沢渡 2310
T E L :	0279-66-2841
時 間 :	午前 10:00～午後 8:00
駐 車 場 :	4 台程度あり※別に少し離れた所に公園の駐車場がある
料 金 :	300 円
定 休 日 :	原則なし
泉 質 :	カルシウム・ナトリウム－硫酸塩・塩化物温泉
効 能 :	皮膚病・切り傷・火傷



森 富夫

税務カレンダー

5 月

3 月決算法人の確定申告

【5 月 31 日(金)まで】

9 月決算法人の中間(予定)申告

【5 月 31 日(金)まで】

個人住民税の特別徴収税額の通知

【5 月 31 日(金)】

- ・ 自動車税は、4 月 1 日現在の自動車所有者に対して課税されますので、期限までに納付しましょう。
- ・ 11 日～20 日は春の交通安全運動の期間です。(平成 31 年 4 月は 4 年に 1 度の「統一地方選挙」が行われるため、実施時期が後ろ倒しになります)
- ・ また、若葉マークの車が増える時期ですので、マイカー通勤者や営業車を利用する従業員に安全運転を指導しましょう。
- ・ 冬服から夏服への衣替えの準備を行いましょう。

6 月

4 月決算法人の確定申告

【7 月 1 日(月)まで】

10 月決算法人の中間(予定)申告

【7 月 1 日(月)まで】

所得税予定納税額の通知

【6 月 17 日(月)】

- ・ 6 月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収が始まりますので、給与明細などへの記載を確認しましょう。
- ・ 労働保険の年度更新手続きが 6 月から始まりますので、遅れない様手続きをしましょう。
- ・ 中元、暑中見舞状の手配を始めましょう。

7 月

5 月決算法人の確定申告

【7 月 31 日(水)まで】

11 月決算法人の中間(予定)申告

【7 月 31 日(水)まで】

固定資産税第2期分の納付

【7 月 31 日(水)まで】

- ・ 夏物商戦に向けパート・アルバイトを確保しましょう。
- ・ 中元、暑中見舞状の手配、発送をしましょう。
- ・ 夏場の健康管理に気を配りましょう。



はじめまして。前号までの担当者が育児休暇中の為、今号は私、新人の大谷が担当致しました。初めての編集作業で頭を悩ませながらも何とか発行することが出来ました！これからもどうぞ宜しくお願い致します。

さて、今年の夏も相当暑いことが予想されますので、当事務所は5月よりクールビズを取り入れ、軽装にて執務させて頂きたいと思っております。

宜しくご理解の程お願い致します。

大谷 佳夫里



森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所

森 弘毅 公認会計士事務所

白澤貴夫 社会保険労務士事務所

米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田 4 丁目 20 番 22 号

TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056

E-mail morikaikai@mva.biglobe.ne.jp

URL <http://www.morikaikai.jp/>